

令和8年度税制改正に関する要望
(暗号資産ETF等の組成を可能とするための要望)

一般社団法人 投資信託協会

THE INVESTMENT TRUSTS ASSOCIATION, JAPAN

令和7年9月18日

1. はじめに

令和7年(2025年)6月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版(以下、「政府方針」という。)」では、「Ⅲ. 投資立国の実現 3. GX・DXの着実な推進」として、暗号資産等のweb3ビジネスの健全な発展及び暗号資産取引の拡大の観点から、暗号資産を「国民の資産形成に資する金融商品として業法において位置付けるとともに、投資家保護のための制度を整備する法案の早期国会提出を図りつつ、税務当局への報告義務の整備などを行った上で、分離課税の導入を含めた税制面の見直しの検討も併せて行う。」とされました。

現在、金融庁の金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」では、加藤勝信金融担当大臣からの諮問を受け、暗号資産を巡る制度の在り方について議論が行われています。

加藤大臣からの諮問

国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置付けられる状況が生じていることを踏まえ、利用者保護とイノベーション促進の双方に配慮しつつ、暗号資産を巡る制度のあり方について検討を行うこと

投資信託等の組成及び運用を行う資産運用会社の団体である本会は、投資信託(ETFを含む)を通じて、暗号資産取引の拡大、ひいては「暗号資産等のweb3ビジネスの健全な発展」に貢献して参りたいと考えます。

また、オルタナティブ投資の一部として、リスク判断力・負担能力のある投資家に対し、資産形成のための分散投資の対象となる商品を提供したいと考えております。

一方で、8月29日に公表された金融庁の税制改正要望でも指摘されていたように、主として暗号資産を組入れる投資信託及びETF(以下、「暗号資産ETF等」という。)を組成することについては税制面等での課題がある状況となっております。

つきましては、暗号資産ETF等の実現に向け、令和8年度税制改正について以下の事項を要望いたしますので、今後のご検討において格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

2. 具体的な課題とその解消に向けた要望

【要望】

暗号資産取引について投資家保護等のための必要な法整備が行われることを前提に、暗号資産 ETF 等の税制上の取扱いが既存の投資信託及び ETF と同等となるよう、以下の措置を講ずること

- (1) 税法上の「証券投資信託」又は「国内公募投資信託」として組成が可能となるよう商法の「有価証券」又は投信法の「特定資産」に暗号資産及び暗号資産関連デリバティブを追加する。

<課題>

- 投資信託は法人税法第 2 条第 29 号の「集団投資信託」として組成することにより、信託段階での課税が行われない。
- この「集団投資信託」の類型には、信託財産の 50%超を金融商品取引法第 2 条第 1 項の有価証券に投資する「証券投資信託（法人税法第 2 条第 29 号ロ(1)）」と「国内公募投資信託（同号ロ(2)）」があるが、現状では暗号資産及び暗号資産関連デリバティブ（以下、「暗号資産等」という。）が金融商品取引法の「有価証券」又は投資信託及び投資法人に関する法律施行令の「特定資産」に該当せず、いずれの類型にも該当しないことから暗号資産 ETF 等を「集団投資信託」として組成できない。

<解消策>

- 暗号資産等を金融商品取引法第 2 条第 1 項の「有価証券」に含める又は投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条の「特定資産」に含める。

- (2) 暗号資産 ETF 等に係る譲渡所得等について分離課税の対象とする。

<課題>

- 個人投資家が公募投資信託又は ETF の売却・一部解約により受領する金銭等については、租税特別措置法の規定により上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となる。一方で暗号資産 ETF 等が同じ取扱いとなるかについては不明確な状況。

<解消策>

- 暗号資産 ETF 等に係る譲渡所得等の取扱いを明確化する又は既存の投資信託及び ETF と異なる取扱いにならないようにする。

(3) 法人投資家へのETFの償還金等に係る特例等、その他「国内公募投資信託」の組成・販売に係る税制上の取扱いについて「証券投資信託」と同等となるよう所要の措置を講じる。

<課題>

- 法人投資家がETFの基準価額をもって一部解約を行う場合にはその受益権の信託元本額に基づき源泉徴収及び分配金の計算が行われる必要があるところ、ETFは取引所に上場され転々流通するものであり信託元本額を把握することができないため源泉徴収を要しないこととする特例（租税特別措置法第9条の4の2）が措置されている。
- しかし、当該特例については「証券投資信託」として組成したETFにのみ適用されることから、実質的に「国内公募投資信託」としてETFを組成することが困難な状況。

<解消策>

- 法人税法第2条第29号ロ(2)の投資信託として組成されたETFについても上記特例の適用対象とする。

以 上